

「発行日決済取引の契約締結前交付書面」の改訂について 新旧対照表

(二重線部分変更)

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>発行日決済取引の契約締結前交付書面</b> (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)</p> <p>(現行どおり)</p> <hr/> <p>手数料など諸費用について (現行どおり)</p> <p>委託保証金について                      ・発行日決済取引を行うにあたっては、委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差し入れていただきます。                      ・委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上が必要です。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。                      また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。                      ・発行日決済取引の委託保証金は、信用取引の委託保証金とは別々に計算いたします。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;"><b>発行日決済取引の契約締結前交付書面</b> (この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)</p> <p>(省略)</p> <hr/> <p>手数料など諸費用について (省略)</p> <p>委託保証金について                      ・発行日決済取引を行うにあたっては、委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差し入れていただきます。                      ・委託保証金は、売買代金の30%以上が必要です。また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙「代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。                      ・発行日決済取引の委託保証金は、信用取引の委託保証金とは別々に計算いたします。</p> <p>(省略)</p>
<p>発行日決済取引の仕組みについて                      ・発行日決済取引ができる銘柄は、上場会社が株主割増資又は公募増資により発行する新株券等のうち、上場申請が行われ、金融商品取引所の定める一定の基準に適合しているものに限られます。                      なお、当社では、<u>東京、名古屋</u>の各金融商品取引所に上場している新株券等を取扱い対象としています。</p> <p>(現行どおり)</p> <p><b>別紙</b></p> <p style="text-align: center;">代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>委託保証金は、売買代金の30%以上で、かつ30万円が必要です。レバレッジ型ETF等の一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、30%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。                      また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>発行日決済取引の仕組みについて                      ・発行日決済取引ができる銘柄は、上場会社が株主割増資又は公募増資により発行する新株券等のうち、上場申請が行われ、金融商品取引所の定める一定の基準に適合しているものに限られます。                      なお、当社では、<u>東京、大阪、名古屋又はジャスダック</u>の各金融商品取引所に上場している新株券等を取扱い対象としています。</p> <p>(省略)</p> <p><b>別紙</b></p> <p style="text-align: center;">代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p>委託保証金は、売買代金の30%以上が必要です。                      また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券の種類に応じて、前日時価にそれぞれの掛乗じた価格となります。</p> <p>(省略)</p>